

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第48条第1項の規定に基づく 再資源化事業計画の認定を行いました。

経済産業省及び環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浪速運送株式会社から提出のあった再資源化事業計画の申請について、令和6年1月16日付けで第3号案件として認定しましたのでお知らせします。

1. 背景

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、同法第48条第1項の規定に基づき、複数の排出事業者から委託を受けた再資源化事業者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとされています。廃棄物を収集・運搬・処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき業の許可が必要とされていますが、認定を受けた再資源化事業者等は、計画の範囲において、業の許可が不要となり、柔軟な再資源化事業を実施することができます。

2. 再資源化事業計画の概要について

- 認定を受けた者：
浪速運送株式会社
- プラスチック使用製品産業廃棄物等を収集しようとする区域：
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物の種類：
プラスチック軟質フィルム（PE・PP）
- 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物の重量：
250t／年
- 再資源化の実施方法：
材料リサイクル
- 再資源化により得られたものの利用方法：
ペレット製造

（参考）浪速運送株式会社のニュースリリース

<https://www.fs-naniwa.co.jp/2024/01/24/2991/>

（本資料のお問合せ先）

産業技術環境局資源循環経済課長 田中

担当者：吉川、細川、山口

電話：03-3501-1511（内線 3561）、03-3501-4978（直通）